

志布志市虐待防止条例について

1 条例制定の目的

全国的に虐待件数が増加傾向にある中、本市においては、年度により、ばらつきはありますが、虐待事案が発生している状況です。

このため、虐待防止条例を制定することにより、虐待の予防及び早期発見、防止等に関する本市の姿勢や取組の方向性を示し、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを条例制定の目的としています。

2 条例のポイント

(1) 定義（第2条）

本条例に使用される児童、高齢者、障害者、養護者等、虐待、市民及び関係団体といった用語について定義しています。

本条例において虐待とは、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待をいい、その概念は児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律における定義と同様のもとなっています。

(2) 基本理念（第3条）

基本理念として、3点の基本的な考え方を定めています。

ア 虐待は、人権を著しく侵害する行為であり、決して行ってはならないこと。

イ 児童、高齢者及び障害者の利益が最大限に考慮されること。

ウ 市、市民、関係団体及び地域社会が協力して、条例の目的の実現に向けて取り組むこと。

(3) 責務又は役割（第4条～第7条）

市、市民、関係団体及び地域社会の責務、役割を定めています。

ア 市の責務

虐待の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

イ 市民の責務

虐待防止への理解を深めて、市の虐待防止対策への協力に努めること。

ウ 関係団体の責務

早期発見に努めること。市の虐待防止対策に協力すること。

エ 地域社会の役割

児童、高齢者及び障害者のいる家庭と積極的に関わり合いを持ち、安心して生活することができるための環境づくりに努めること。

(4) 基本理念に基づく取組の方向性（第8条～第13条）

具体的施策に関して、取組の方向性を定めています。

ア 通告、通報や相談しやすい環境づくりに努めること。

イ 養護者等の支援に関する施策の充実に努めること。

ウ 専門人材の確保・育成に努めること。

エ 啓発活動を行うこと。

(5) 推進体制の整備（第14条）

本条例に基づき虐待防止の取組を推進する上で必要となる体制の整備について定めています。